

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成29年4月20日(2017.4.20)

【公表番号】特表2016-512902(P2016-512902A)

【公表日】平成28年5月9日(2016.5.9)

【年通号数】公開・登録公報2016-027

【出願番号】特願2016-504307(P2016-504307)

【国際特許分類】

G 02 B 6/36 (2006.01)

【F I】

G 02 B 6/36

【手続補正書】

【提出日】平成29年3月13日(2017.3.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

光ファイバーを収容する外被付き光ファイバーケーブルを終端処理する光コネクタであって、前記外被付きケーブルは、外被を含み、前記光コネクタは、

レセプタクルと嵌合するように構成されたハウジングと、

前記ハウジング内に配置された鍔体であって、前記鍔体が、第1の端部において、フェルールを固定し、前記鍔体が、前記鍔体の第2の部分に配置された把持機構を含み、前記鍔体が、前記鍔体の第3の部分内に構成されたバッファークランプを更に含み、前記バッファークランプが、作動時に、前記光ファイバーのバッファークラッディングの少なくとも一部分をクランプするように構成される、鍔体と、

前記ハウジング内に前記鍔体を保持するバックボーンであって、前記バックボーンが、前記バックボーンの一端において、中心ボアを取り囲む実装構造体を含み、前記実装構造体は、前記ケーブル外被の切り裂かれた部分を受容するように構成された少なくとも1つのポケット領域を有する、バックボーンと、を含む、光コネクタ。

【請求項2】

前記実装構造体に係合し、かつ前記ケーブル外被の前記切り裂かれた部分を、前記バックボーンの前記実装構造体に固定するように構成された、ファイバーブーツを更に含む、請求項1に記載の光コネクタ。

【請求項3】

前記ブーツが、前記実装構造体上に形成された外側ねじ山と係合するように構成された螺刻部分を有するナット部分を含む、請求項2に記載の光コネクタ。

【請求項4】

前記ファイバーブーツが、前記ファイバーケーブルの横方向の動きを制限するテイル部を更に含む、請求項3に記載の光コネクタ。